

# 答 申 書

令和6年2月13日

京都市長

門川 大作 様

令和5年4月21日に諮問のありました  
地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設  
の在り方について検討を行った結果、別紙の  
とおり答申します。

京都市都市緑化審議会

会長 深町 加津枝



別紙

地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方について

令和6年2月

京都市都市緑化審議会



## 第1章 はじめに

公園においては、Park-PFI等、ハード面の充実を図る制度の活用は進んでいる一方で、公園の管理運営に関しては、依然として画一的なものが多く、ポテンシャルを十分に引き出せていない公園が多数ある。

令和4年度の国の「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」においても、そのポテンシャルを活かし、「使われ活きる公園」を目指すべきと提言されるなど、公園のより柔軟な管理運営が求められている。

そのような中で、京都市は令和3年度から、民間企業等に対して公園の柔軟な利活用を試行的に認める「公民連携 公園利活用トライアル事業」を導入し、焚火やアート展示などの多彩な取組が展開され、公園の魅力向上のみならず、公園を拠点とした地域交流や社会課題の解決に寄与する事例も生まれている。一方で、この柔軟な利活用を持続可能なものとするためには、人材や資金、活動拠点の確保など、課題も顕在化しており、京都市はその解決策として、地域が主体となり公園運営を行う「新たな公園運営モデル」（以下「新運営モデル」という。）の制度構築に取り組んでいる。この新運営モデルを導入する公園においては、地域交流の拠点となる施設を併設した公園施設（便益施設等）の整備を認めることを検討しており、その公園施設が備えるべき基本的な機能、外観、配置等、公園にふさわしい施設の在り方について、令和5年4月21日に「京都市都市緑化審議会」に対して、諮問が行われたものである。

本審議会では、諮問内容についてより専門的な見地から検討を進める必要があると判断し、「地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方検討部会」を設置のうえ、これまで3回の部会を通じて「京都市公園共創施設設置ガイドライン（案）」（以下「設置ガイドライン」という。）について検討を行い、この度、「第16回京都市都市緑化審議会」において、検討部会から検討結果が報告されたものである。

## 第2章 京都市における公園利活用の取組

### 1 公園を取り巻く状況と課題

公園は、休養・休息の場や子どもたちの健全な育成の場、また、健康運動の場、地域のコミュニティ活動の場、環境保全、防災に資する役割など、様々な役割を有し、市民が安心・安全、快適に生活していく中で重要な施設である。

現在、京都市建設局では、大小合わせて900以上の公園を管理しており、市内に8つある土木みどり事務所等により、遊具等の公園施設の不具合を発見次第、適宜、修繕を行っているものの、近年は次のような課題に直面している。

#### ◎ 公園の老朽化、維持管理体制の継続

京都市では、平成30年に「京の公園魅力向上指針 ～公園施設の長寿命化の下に～」を策定しており、快適で安心・安全な公園を保つために日々の適切な維持管理を行い、長寿命化を図っているが、開園から50年以上経過した公園が多数あるため、

遊具等の公園施設や樹木の多くが更新すべき時期を迎えるなどの課題に直面している。

また、維持管理面では、公園愛護協力会を中心に、行政と市民との協働により公園の日常的な美化・保全活動に取り組んでいるが、公園愛護協力会のメンバーの高齢化、担い手不足により、体制の維持が困難になりつつある。

### ◎ 利用状況の変化、多様化する利用者ニーズ

公園は、本来、前述のような多面的な機能を有する空間、工夫次第で多種多様な使い方ができる場であるが、市民や民間企業等からの様々なニーズや要望・苦情等に対する多くの利用調整等の結果、画一的な利用ルールが設けられ、禁止事項が多い、規制が多い空間となっている現状がある。

## 2 これからの公園に期待されること

公園は、多くの市民や民間企業等にとって身近な施設、交流の場であることから、公園を今よりも柔軟に活用することができれば、これらの課題解決や、地域の価値向上につながる活動の場となり得るポテンシャルを有している。

また、公園は多面的な機能を有する緑豊かな公共空間であり、コロナ禍において、ゆとりある屋外空間の価値が見直されたことも踏まえ、自宅でも職場（学校）でもない第3の自分の居場所「サードプレイス」として、一人ひとりの心豊かな生活を支える役割も期待される。

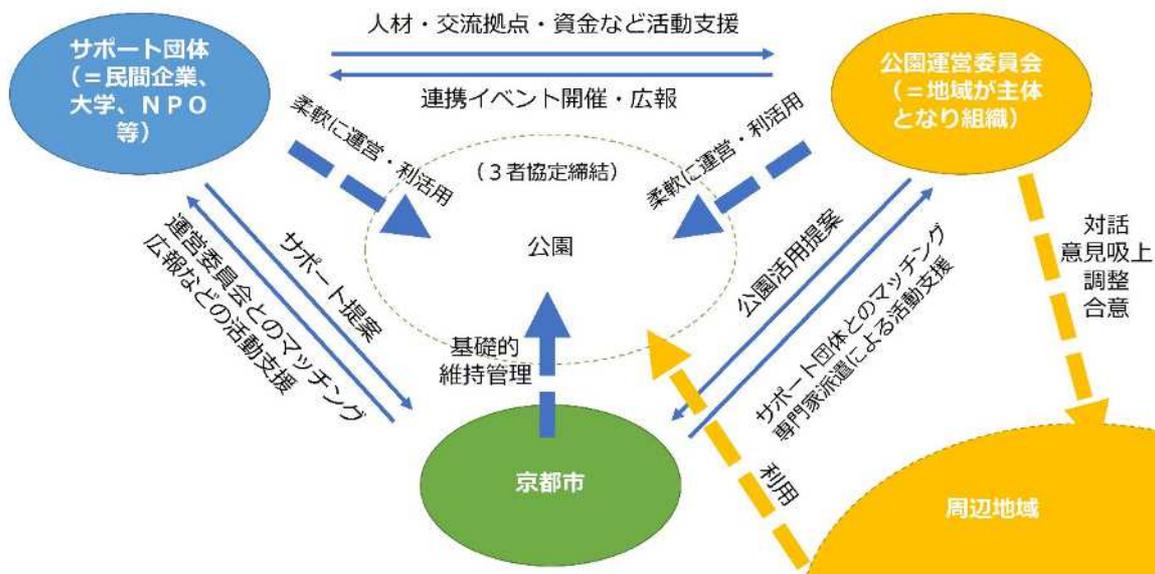
## 3 「新たな公園運営モデル」の制度構築について （設置ガイドラインP1）

前述のような課題等を踏まえ、京都市では、地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与することを目的として、新運営モデルの制度構築に取り組んでいる。

新運営モデルは、地域が主体的に公園を管理運営することを前提に、行政が定めた画一的な利用ルールによる管理から脱却し、地域合意のうえ、地域の実情にあった運営方針や利用ルールを定めることを認めるものである。これにより、多様化する公園利用者のニーズに応じた柔軟な管理運営が可能になるとともに、公園を中心とした地域コミュニティの活性化が期待されている。また、新運営モデルを導入する公園においては、民間企業等のサポート団体が、地域主体の公園の管理運営を支援するために、地域交流施設を併設した公園施設（便益施設等）を整備することについて認めることを検討しており、その公園施設が備えるべき基本的な機能、外観、配置等について定めたガイドラインが必要であり、本検討部会において検討を行った次第である。

なお、京都市からは、新運営モデルを通じて実現したい公園の未来像が、4点示されている。

- ・公園の柔軟な運営方針の下、子どもの遊び場、多世代が交流する場としての魅力向上へ
- ・公園を拠点としたまちづくりにより、地域の新たな価値の創出や地域課題を解決
- ・公園の管理運営の担い手を広げ、つなぎ、育てる
- ・公園からまちに愛着を持ち、住みたい・住み続けたいと思う人を増やすことで定住人口の増加へ



「新たな公園運営モデル」の制度概要図

### 第3章 京都市公園共創施設設置ガイドライン（案）に関する検討

#### 1 設置ガイドラインの前提条件

##### (1) 位置付け (設置ガイドラインP2)

設置ガイドラインは、京都市が検討を進める新運営モデルの制度の一部であり、地域とともに民間企業等が適切な管理運営実績を有することにより、地域交流施設を併設した公園施設（便益施設）の設置を認めることとしている。そのため、地域が公園運営委員会を設立してから、公園施設設置までの手順を明確にするため、位置付けや手続きのフロー等をガイドライン前段に記載している。

また、地域や民間企業等が共に創る施設について定めているガイドラインであることから、名称を「京都市公園共創施設設置ガイドライン（案）」とした。

##### (2) 施設の設置までの期間 (設置ガイドラインP2)

施設を設置するためには、「適切な管理運営実績」や「利用圏域内の対話」を経た同意が必要であり、適切な管理運営実績については、地域の公園運営委員会とサポート団体が連携し概ね1年程度、一定期間の実績を有することを基本としつつも、その管理運営状況を見ながら柔軟に対応することが望ましい。

### (3) 対象となる施設 (設置ガイドラインP3)

設置ガイドラインの対象は、設置許可により公園に設置される「建築物」を前提とし、公園の持続的な利用の促進に資するものであること。

### (4) 施設の計画 (設置ガイドラインP5)

施設を計画するにあたっては、それぞれの公園が持つ特性や自然環境、加えて都市公園の果たす役割を踏まえたうえで、進めていくことが望ましい。

## 2 主な個別項目

### (1) 施設配置について (設置ガイドラインP6)

共創施設については、道路側からだけでなく民地を含めた公園外周からの視認性を高め、死角ができないよう配置すること。また、施設内部についても、誰でも気軽に入りたくなるように視認性を高める配慮をすること。

### (2) 構造について (設置ガイドラインP7)

構造については、仮設建築物としないこと。また、施設の屋根に太陽光パネルを設置するなど、環境負荷の低減に努めること。

### (3) 規模について (設置ガイドラインP8)

Park-PFI 制度や北鍵屋公園における共同研究を踏まえ、地域主体の柔軟な公園運営を実現するべく、共創施設を設置する場合においては、建蔽率を10%上乗せすることについて妥当と判断した。ただし、むやみに緩和することのないよう、新運営モデルを導入する公園に限定するべきである。

#### (Park-PFI 制度)

平成29年に創設されたPark-PFI制度は、「都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る」ことを目的として、便益施設などを建築する際には、建蔽率の10%上乗せを認めている。

#### (北鍵屋公園における共同研究)

北鍵屋公園に共創施設（地域交流施設及び店舗）を設置することにより、店舗の収益の一部を地域の公園運営に還元し、支援する新運営モデルの仕組みについて、地域、民間企業、京都市が共同研究を行っている。

この共同研究において、民間企業が持続的に地域を支援するためには、設置する店舗についても持続的な運営が必要であり、一定の店舗規模が必要であることが提示された。地域では、その店舗規模を踏まえ、店舗の配置や公園の使い方について、実証実験イベントを開催するなど住民や公園利用者から意見を聞きながら検討を行い、提示された店舗規模について支障がないことを確認している。

#### (4) 外観について (設置ガイドラインP9)

外観については、公園の景観と調和するよう、色彩・素材等を配慮すること。また、軒の出などを確保し、地域での公園の活用方法を踏まえ、たうえで計画を行うべきである。

また、地域の求める施設の在り方は多様なものになると考えられるが、景観基準を遵守しつつ、それぞれの公園になじむ形としての柔軟な施設の外観・形状を望む。

#### (5) 付帯施設について (設置ガイドラインP10)

北鍵屋公園の共同研究からも、公園に設置される店舗（便益施設）の運営には、駐車場が併設されるケースが想定される。公園に駐車場があることで、様々な人が訪れやすくなるというメリットがある一方で、貴重なオープンスペースという側面から、緑化等に努めるなど地域と活用方法を十分に検討したうえで、必要以上に大きな面積としないことが求められる。

また、その他の外部水栓、外部電源、軒をはじめとした日陰のできる施設等、今後の公園の活用方法や共創施設の役割を十分に検討したうえで導入を検討することが望ましい。

### 第4章 おわりに

今後は、本答申の趣旨を踏まえ、地域、民間企業等の多様なサポート団体、京都市が協力して新運営モデルの取組を加速させ、「京都市公園共創施設設置ガイドライン（案）」を活用した共創施設の設置により、公園から楽しさが溢れ、上質な暮らしやすさが顕在化し、一人ひとりが心の豊かさを実感でき、公園が身近にある人中心のまちづくりが進んでいくことを期待したい。

(参考)

京都市都市緑化審議会 委員名簿

氏名	所属等	備考
いはら ゆかり 井原 縁	奈良県立大学地域創造学部教授	
くろき としくに 黒木 要州	一般社団法人京都府建築士会理事	部会員
たに ともこ 谷 萌子	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 代表者会議代表者	
とくおか たかゆき 徳岡 孝之	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 総務企画室総務部長	
ないとう ひかり 内藤 光里	市民公募委員	部会員
ながはた かずのり 長畑 和典	特定非営利活動法人 KES 環境機構専務理事	
ひらやま きみこ 平山 貴美子 ○	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科森林植生学研究室准教授	
ふかまち かつえ 深町 加津枝 ◎	京都大学大学院 地球環境学堂地球親和技術学廊准教授	部会長
ふなはし ともみ 舟橋 知生	市民公募委員	
まちだ まこと 町田 誠	一般財団法人公園財団常務理事	部会員
もりやま あつこ 森山 敦子	株式会社京都新聞社編集局文化部部長代理	
やまぐち けいた 山口 敬太	京都大学大学院 地球環境学堂准教授	部会員
やまだ とよひさ 山田 豊久	一般社団法人京都造園建設業協会副会長	

(五十音順・敬称略)

◎：会長、○：副会長

(参考)

## 審議経過

開催日	議 題
令和5年4月21日	第15回京都市都市緑化審議会 ・公園施設の在り方 諮問
令和5年6月6日	第1回検討部会 ・新たな公園運営モデルの制度概要について
令和5年8月2日	第2回検討部会 ・公園施設の整備指針（設置ガイドライン）について ・モデル公園での取組について
令和5年12月11日	第3回検討部会 ・モデル公園における取組状況について ・答申案の検討
令和6年2月7日	第16回京都市都市緑化審議会 ・答申の検討

(案)

京都市公園共創施設  
設置ガイドライン



## 目次

1	はじめに	1
1.1	新たな公園運営モデルとは	1
1.2	新たな公園運営モデルの流れ	2
1.3	共創施設とは	3
2	皆さんに行っていただくこと	4
2.1	手続の流れについて（計画～供用開始）	4
3	ガイドラインの目的	5
4	共創施設の計画	6
4.1	配置	6
4.2	構造	7
4.3	規模	8
4.4	外観	9
4.5	付帯設備	10
5	その他	13

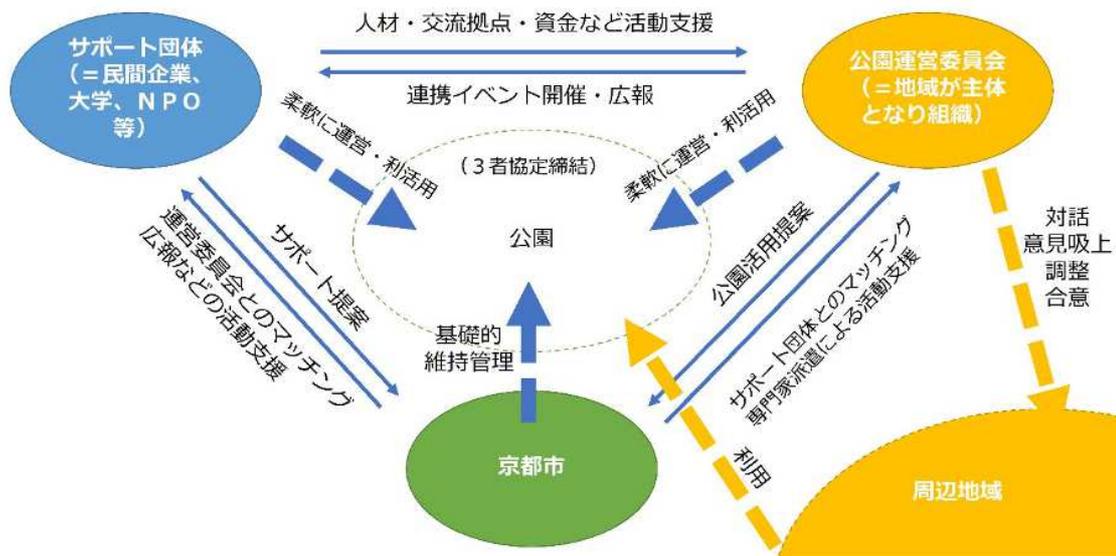


## 1 はじめに

### 1. 新たな公園運営モデルとは

本市では、地域主体の柔軟な管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与することを目的として、「新たな公園運営モデル」（以下「新運営モデル」という。）を創設しました。

新運営モデルは、地域が主体的に公園を管理運営することを前提に、行政が定めた画一的な利用ルールによる管理から脱却し、地域合意のうえ、地域の実情にあった運営方針や利用ルールを定めることを認めるものです。これにより、多様化する公園利用者のニーズに応じた柔軟な管理運営が可能になるとともに、公園を中心とした地域コミュニティの活性化が期待されます。また、民間企業、市民活動団体、大学、NPOなどのサポート団体が、地域による公園の管理運営を支援することで、公園の楽しみ方が広がり、人々が集い交流する場となるなど、関係人口を更に増加させる好循環を構築しながら、柔軟で持続可能な公園の管理運営が実現することを目指しています。



－ 新運営モデルの概要図 －

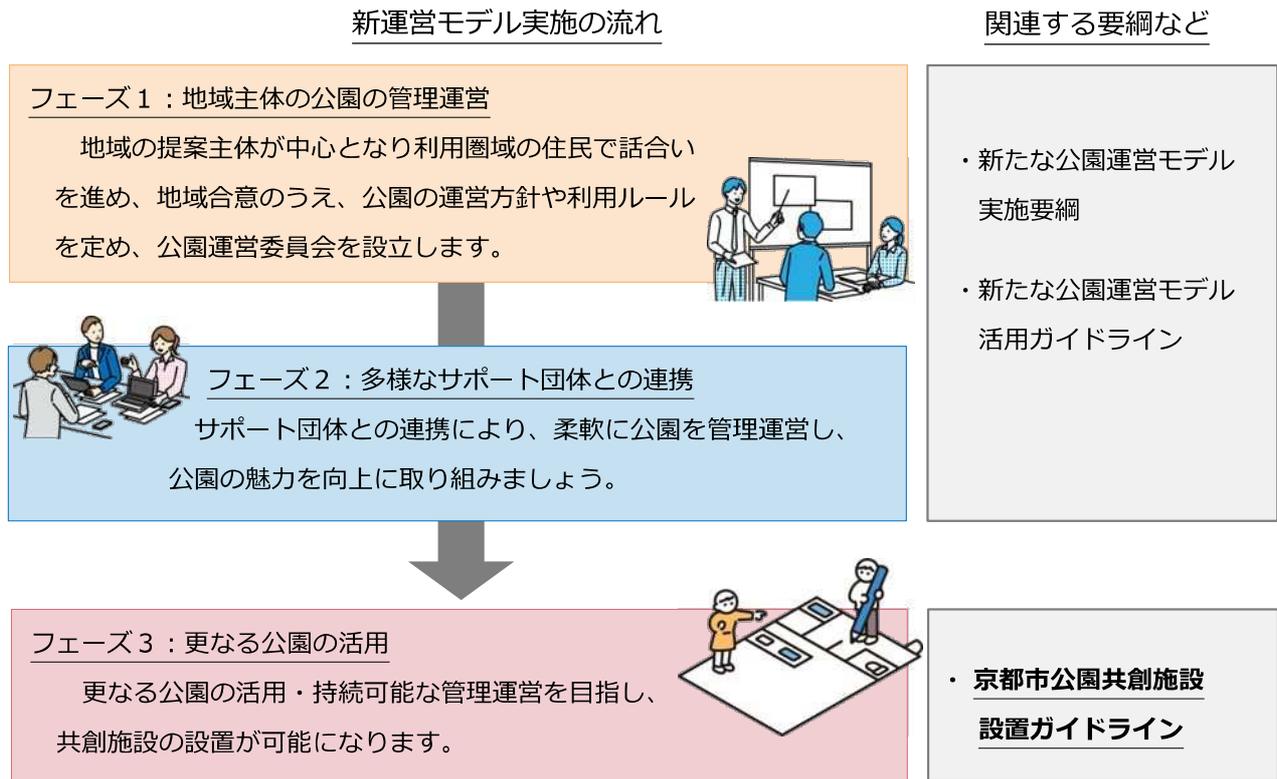
新運営モデルを通じて、以下のような公園の未来像の実現を目指していきます。

- ・公園の柔軟な運営方針の下、子どもの遊び場、多世代が交流する場としての魅力向上へ
- ・公園を拠点としたまちづくりにより、地域の新たな価値の創出や地域課題を解決
- ・公園の管理運営の担い手を広げ、つなぎ、育てる
- ・公園からまちに愛着を持ち、住みたい・住み続けたいと思う人を増やすことで定住人口の増加へ

## 2. 新たな公園運営モデルの流れ

新運営モデルは下図に示すように大きく分けて3つのフェーズに分かれています。

本ガイドラインでは「フェーズ3：更なる公園の活用」について規定しています。フェーズ1、2については、別に定める、「新たな公園運営モデル実施要綱」及び「新たな公園運営モデル活用ガイドライン」をご確認ください。



共創施設は、公園運営委員会やサポート団体としての適切な管理運営実績や利用圏域内の住民との対話を行ったうえで計画することができます。

共創施設を検討されている方は、まずはフェーズ1から実施してみましょう。

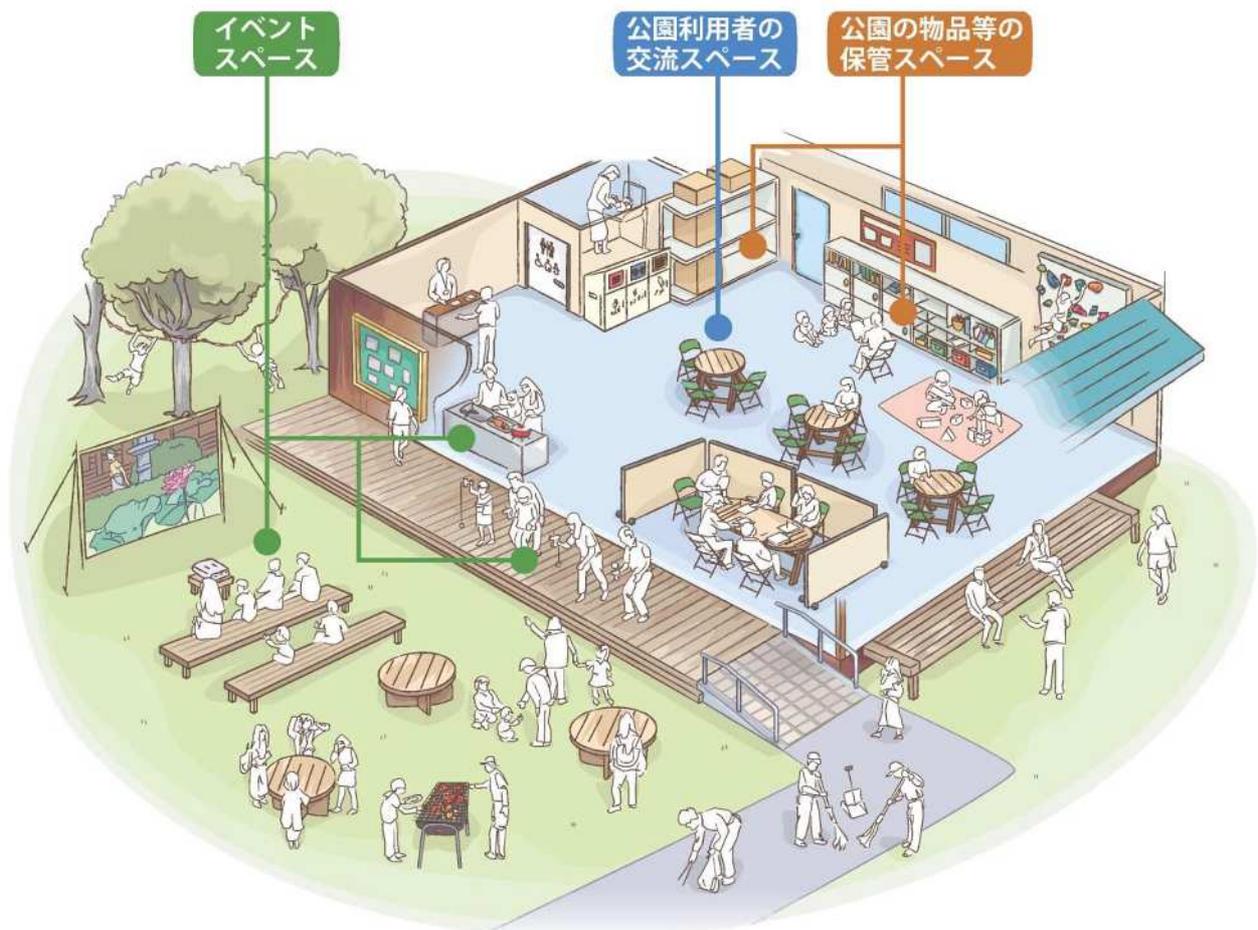
### 3. 共創施設とは

共創施設とは、新運営モデルにおいて、公園の持続的な利用の促進と地域コミュニティの活性化等を目的として、設置主体となる公園運営委員会、サポート団体が設置・管理・運営する建築物（公園施設）であり、以下に規定する機能を備える必要があります。

都市公園法第2条第2項に規定する「公園施設」に該当する建築物とし、次の(1)から(3)までの全ての機能を備えることを必須とする。

- (1) 公園利用者の交流スペースとしての機能
- (2) イベントスペースとしての機能
- (3) 公園の管理運営に当たり必要となる物品等の保管スペースとしての機能

※ただし、柔軟な公園の管理運営に資すると認められる便益施設等を併設することも可能とする。



－ 共創施設に備える機能のイメージ －

## 2 皆さんに行っていただくこと

### 1. 手続の流れについて（計画～供用開始）

新運営モデルにおける共創施設の計画から供用開始までの主な流れは以下のとおりです。

本ガイドラインに規定されている手続のほかに、通常、建築物を整備する際に必要となる各種法令による手続については、別途行う必要がありますので御注意ください。

①

#### 共創施設の配置や仕様を決めよう

- 設置主体が利用圏域の住民や公園関係者等と話し合い、共創施設の機能、配置、構造等の計画案を作成
- 利用圏域の自治連合会等の同意を得る
- 市及び有識者(京都市都市緑化審議会委員等)と事前協議
- 設置主体が中心となり、公園周辺の住民に対し計画案の説明を行う

②

#### 共創施設審査委員会の審査を受けよう

- 共創施設審査委員会(※)へ図面や資金計画、事前協議の対応状況を示す資料等を提出  
※ 施設の機能、配置、構造等が本ガイドラインに適合しているかを判断する市の内部機関
- 共創施設審査委員会による審査
- 共創施設仕様適合証の交付を受ける

③

#### 京都市公園共創施設設置協定書を締結して、設置許可を受けよう

- 設置主体と市で協定書を締結
- 設置主体から市へ設置許可申請

④

#### 工事完成后、市の確認を受けよう

- 工事完成后、市が確認

⑤

#### 共創施設の供用開始！柔軟に活用しよう

### 3 ガイドラインの目的

京都市公園共創施設設置ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、新運営モデルにおいて規定されている、共創施設の機能、配置、構造等の条件及び共創施設が適切な効用を発揮できるように定めるものです。ただし、本ガイドラインの規定にかかわらず、以下に示す法令、条例及び要綱、その他ガイドライン等による規定がある場合は、それらの規定を満たす必要があることに留意してください。

なお、本ガイドラインに規定がない事項についても、公園の管理運営上、支障があると認められる場合は、事前協議及び共創施設設置審査委員会による審査の際に市から指導を行う場合があります。

「京都市緑の基本計画」

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の関係法令」

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」

「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」

「京都市開発技術基準」

等

また、公園は公園緑地が有する様々な効果の発現により、以下のような役割を持ち、豊かな市民生活を実現するうえで、必要不可欠な社会的共通資本となっています。

- ① 温室効果ガスの吸収や生物多様性確保など、人と自然が共生する都市環境の形成に寄与する。  
（環境保全）
- ② 人工構造物に囲まれる都市において、四季の変化が織りなす美しい潤いのある景観を形成する。  
（景観形成）
- ③ 災害防止、災害時の避難地、救急救命・救援活動の拠点としての機能により都市の防災性、安全性の確保に寄与する。（防災）
- ④ 地域コミュニティ活動や散策・スポーツ活動など都市住民の多様な活動を支える場を提供する。  
（健康・レクリエーション）

\* 「令和5年度版公園緑地マニュアル」（一般社団法人日本緑地協会）

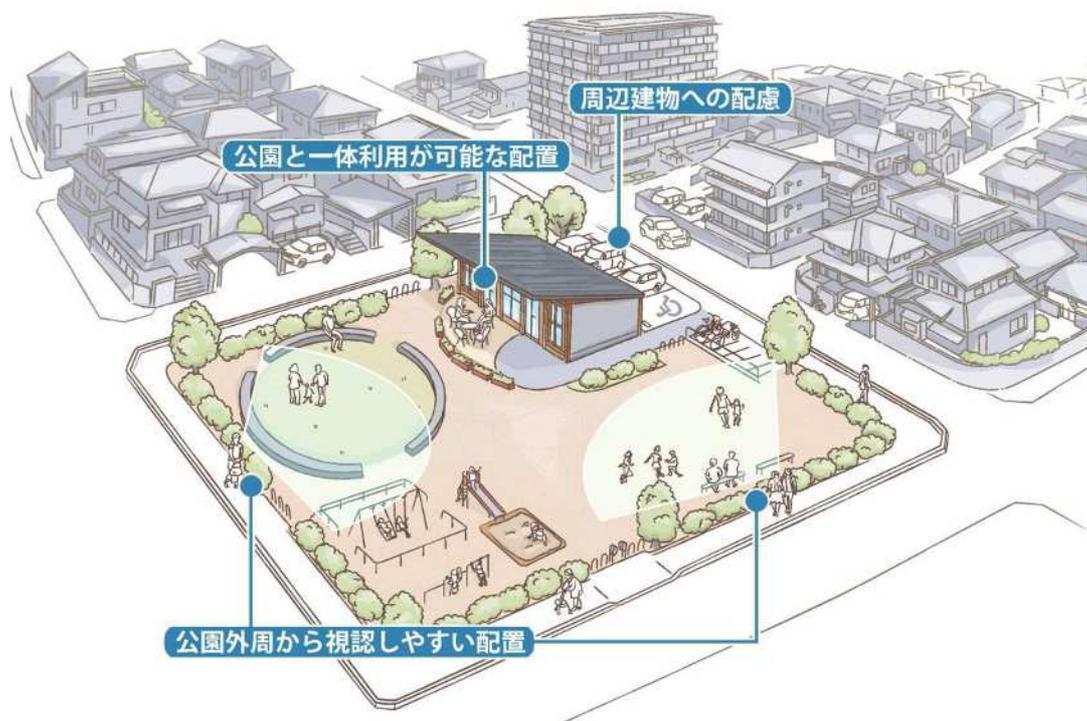
公園の持つ役割を踏まえたうえで、共創施設の計画を進めていくことが大切です。

## 4 共創施設の計画

### 1. 配置

公園の中で共創施設を設置する際の配置に関する規定です。共創施設は、他の公園施設と一体的に利用することで、公園利用者の更なる利便性・多様性の向上につながります。配置は共創施設本体に加え、デッキ等の付帯設備も視野にいれて検討しましょう。計画に当たっては公園利用者の視点に加え、公園周辺の住民への配慮も必要となります。配置の決定に当たっては、公園利用者や利用圏域の住民、専門家等、多様な意見を十分に聞いたうえで決定することが望まれます。

・公園の特性（公園内外の環境、利用者ニーズ、整備計画やコンセプトなど）を十分考慮すること
・公園外周から視認しやすく、アクセスしやすい配置とすること
・共創施設による死角（視線が届かないところ）ができてにくい配置とすること
・既存の公園機能を極力阻害しない配置とすること
・やむを得ず、既存の公園施設を撤去して共創施設の配置を行う場合は、代替機能を確保すること（代替機能を確保しないことを、利用圏域の住民等との話し合いにより決定する場合はこの限りではない。）
・隣接敷地・建物へ配慮すること（騒音・日陰・壁面による圧迫感等）
・公園の通常利用やイベント等の障害にならず、一体利用が可能な配置とすること
・道路からの見通し確保のため、セットバック等による飛出し防止措置を施すこと



－ 共創施設の配置イメージ －

## 2. 構造

共創施設の構造に関する規定です。

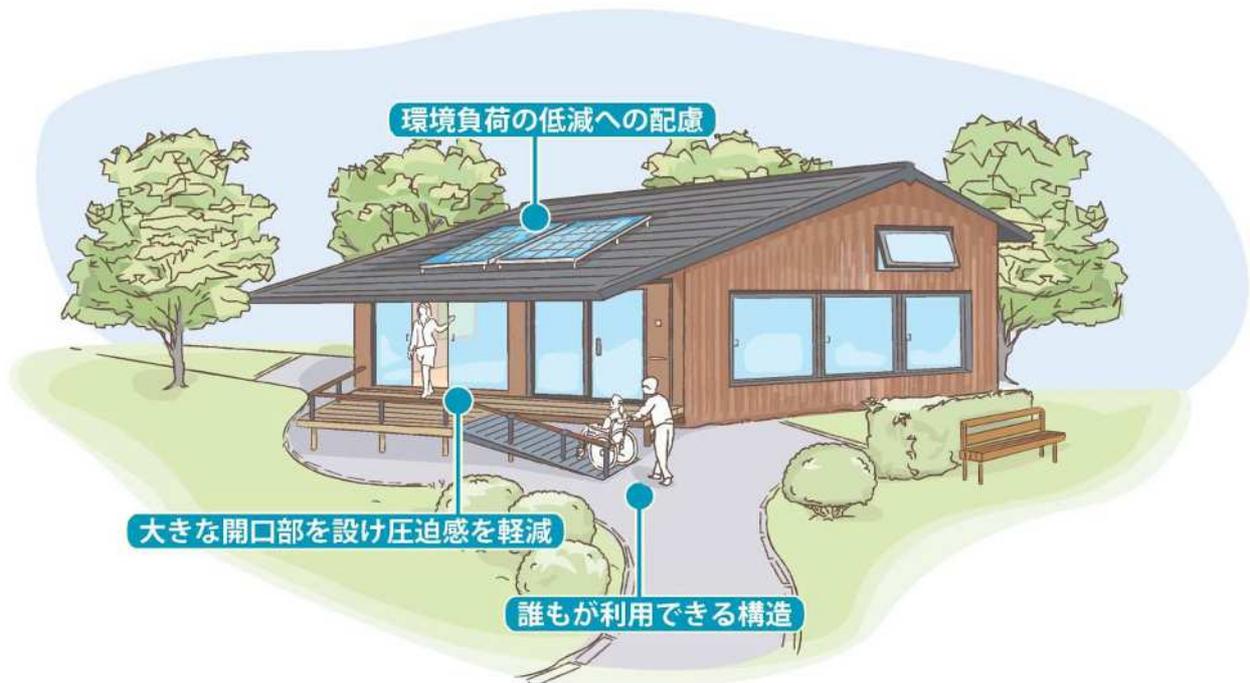
共創施設の設置及びそれに伴いその他公園施設等の改修等が必要となる場合は、公園を整備するに当たって満たすべき基準に適合している必要があります。

### (1) 構造

・ 仮設建築物（建築基準法第85条第6項）としないこと
・ 共創施設は屋根、壁面、開口部等の意匠、構造を工夫し、公園利用者や周辺建物への圧迫感の軽減、周囲の景観と調和するよう配慮すること
・ 共創施設は「京都市公共建築物脱炭素仕様」の規定する事項に配慮し、環境負荷の低減に努めること

### (2) ライフライン設備

・ 公園内の配線は、原則として地下埋設方式とすること
・ 配線及び水道等の地下埋設管の設置については、共創施設及び他の公園施設の配置を考慮したうえで、公園内を大きく横断しない配置とすること ※公園管理者設置の電線等に接続することや分岐させることはできません。 ※共創施設の設置許可申請時に配線・配管等図面も合わせて提出が必要となります。



－ 共創施設の構造イメージ －

### 3. 規模

公園内に設置できる共創施設の規模は、京都市都市公園条例にて定められています。

- ・ 建築基準法上の建築面積の上限は、京都市都市公園条例第1条の3に規定する基準の範囲内とすること
- \* 当該公園内に倉庫等の既存の建築物が設置されている場合、既存の建築物も含めて建築面積を算出する

## 4. 外観

共創施設の外観に関する規定です。

公園は、都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重なオープンスペースです。共創施設の外観は、公園の景観だけでなく周囲の建物・街並みなど、全体のバランスに配慮して計画しましょう。

地域に慣れ親しんだ色彩や地域に培われた素材の色彩を活かすことも効果的です。

### (1) 外観

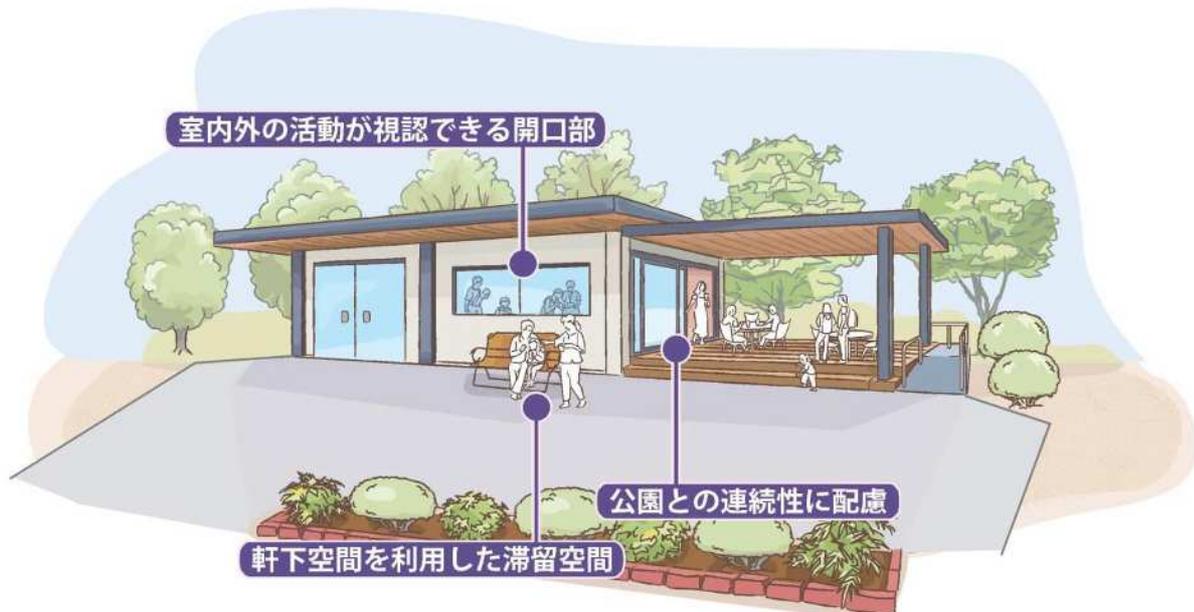
- ・都市計画法、建築基準法、景観法等の関係法令を遵守するほか、京の景観ガイドラインの基準に従い、京都市眺望景観創生条例、京都市市街地景観整備条例等に適合させること
- ・外壁や屋根などの建物の大きな面積を占める部分は、公園の景観と調和する色彩、素材とするなど配慮すること
- ・共創施設の屋外設備は、共創施設の配置、構造と一体的に検討し、公園の景観との調和に配慮すること

### (2) 外壁の開口部

- ・公園と一体的な空間となるよう開口部を設置し、共創施設との連続性に配慮すること
- ・開口部は室内外の活動がお互いに視認できる配置となるよう配慮すること

### (3) 軒下空間

- ・共創施設には軒の出の機能を確保し、利用者の滞留・交流空間を創出するよう配慮すること



－ 共創施設の外観イメージ －

## 5. 付帯設備

共創施設の圧迫感の軽減や一体利用を促進するため、公園景観との調和に配慮した付帯設備に関する規定を定めています。本章では、その一例を記載しており、その目的に応じた付帯設備を検討することが大切です。

### (1) 他の公園施設と共創施設をつなぐ設備

共創施設と他の公園施設の一体利用及び利用者の屋内・屋外間での移動が円滑に行えるよう、デッキ等の設備を設けましょう。また、他の公園施設と共創施設のつながりに配慮しましょう。

#### デッキ、縁側

- ・デッキ部分の素材は、耐久性・防滑性を考慮した材料とし、継続的に使用できるよう配慮すること
- ・デッキ部分上部には建物壁面からの開閉式屋根（オーニング等）等による、夏季直射光の遮断・雨の降込を防ぐ配慮を行い、年間を通して利用しやすい環境づくりに努めること

#### 植栽

- ・共創施設の壁面等が露出する場合は、低木や花壇等の緩衝帯を設け、公園の景観とのつながりに配慮すること

### (2) 利用者への安全対策

共創施設の設置に伴い、公園利用者への危険性が予見される場合は、必要な措置を講じましょう。駐車場を設置する場合は必要最低限の面積にとどめ、オープンスペースという側面を考慮し、緑化等に努めるなど、活用方法及び安全対策を検討しましょう。

#### フェンス

- ・共創施設が広場に面しており、ボールの飛来等により窓ガラスの破損が予見される場合は、フェンス等による防護措置を講じること
- ・透過性のあるフェンス等とし、死角を生じさせないように配慮すること。また、共創施設とその他公園施設との一体利用に支障が生じないように配慮すること

#### 車止め

- ・車両の進入や人の飛出し等が懸念される箇所には、車止めの設置等により安全対策を講じること

### (3) 誰でも利用しやすい施設に

公園運営委員会以外の方にも積極的に公園の運営に関わってもらうには活動内容を周知することが大切です。共創施設には公園利用者の利用調整や地域行事の案内を行えるスペースを設けましょう。

#### 掲示板

- ・ 掲示板には案内だけでなく、共創施設の名称、管理者を明示すること
- ・ 共創施設に設置する掲示板及び自家用屋外広告物について、京都市屋外広告物等に関する条例等に適合させること

#### (4) もっと利用しやすく

共創施設と他の公園施設での活用方法をイメージして付帯設備を考えましょう。付帯設備を設置することで、イベント等を含めて、多くの活用方法に対応することができます。

#### 外部水栓・手足洗い場

- ・ 共創施設と公園の間には外部水栓・手足洗い場を設け、施設への泥等の持込軽減に配慮すること。手足洗い場は子どもの水遊びへの利用も視野に、排水口に溜まった砂等が清掃しやすいつくりとすること

#### 外部電源

- ・ 使用しないときは鍵をかけるなど、目的と異なった利用ができないよう対策を講じること

#### (5) 公園の環境整備

共創施設を含めた公園全体の更なる魅力向上を目指し、その他公園施設の整備についても検討しましょう。また、環境面においても、公園の持つ特性や自然環境に応じた整備を検討することが大切です。

- ・ 「京都市緑の基本計画」「京都市公共建築物脱炭素仕様」の規定する事項に配慮し、緑化等に努めること
- ・ 共創施設の設置と併せ、できる範囲でその他公園施設の整備について検討すること

#### (6) 災害時に備える

公園は災害時に効果的な活用ができる空間としての役割を持っています。共創施設においても、災害時に防災拠点として活用できることが期待されます。

#### 防災設備

- ・ 「京都市避難所運営マニュアル」を参考に、災害時のマニュアルや備品等の備え付けを検討すること

(7) その他の設備について

倉庫

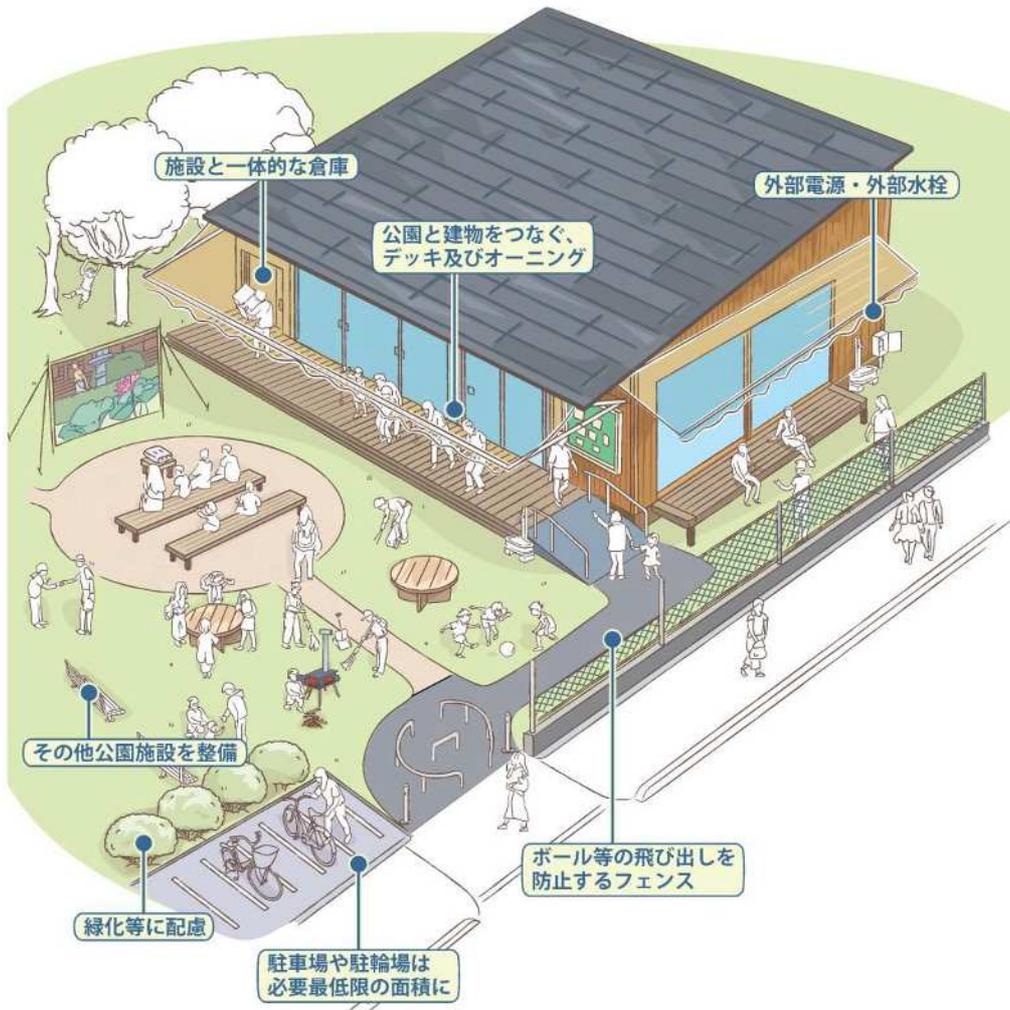
- ・公園の管理運営に必要な物品等を保管する倉庫は、原則、共創施設と一体で整備するものとする
- ・既存の倉庫は共創施設に統合すること。ただし、やむを得ない場合は、新設する共創施設に隣接する場所に移動すること

ゴミ置場

- ・屋外にゴミ集積所を設置しないこと

駐輪場

- ・共創施設の規模等に応じて必要な面積を設けること



－ 共創施設の付帯設備イメージ －

5 その他

・チェックシート

項目	小項目	ガイドラインの内容	チェック欄	
計画	-	公園の持つ以下の役割を認識したうえで、共創施設の計画を行うこと	□	
		① 温室効果ガスの吸収や生物多様性確保など、人と自然が共生する都市環境の形成に寄与する。(環境保全)		
		② 人工構造物に囲まれる都市において、四季の変化が織りなす美しい潤いのある景観を形成する。(景観形成)		
		③ 災害防止、災害時の避難地、救急救命・救援活動の拠点としての機能により都市の防災性、安全性の確保に寄与する。(防災)		
		④ 地域コミュニティ活動や散策・スポーツ活動など都市住民の多様な活動を支える場を提供する。(健康・レクリエーション)		
配置	-	公園の特性(公園内外の環境、利用者ニーズ、整備計画やコンセプトなど)を十分考慮すること	□	
		公園外周から視認しやすく、アクセスしやすい配置とすること	□	
		共創施設による死角(視線が届かないところ)がでにくい配置とすること	□	
		既存の公園機能を極力阻害しない配置とすること	□	
		やむを得ず、既存の公園施設を撤去して共創施設の配置を行う場合は、代替機能を確保すること(代替機能を確保しないことを、利用区域の住民等との話し合いにより決定する場合はこの限りではない。)	□	
		隣接敷地・建物へ配慮すること(騒音・日陰・壁面による圧迫感等)	□	
		公園の通常利用やイベント等の障害にならず、一体利用が可能な配置とすること	□	
道路からの見通し確保のため、セットバック等による飛出し防止措置を施すこと	□			
構造	構造	仮設建築物(建築基準法第85条第6項)としないこと	□	
		共創施設は屋根、壁面、開口部等の意匠、構造を工夫し、公園利用者や周辺建物への圧迫感の軽減、周囲の景観と調和するよう配慮すること	□	
		共創施設は「京都市公共建築物脱炭素仕様」の規定する事項に配慮し、環境負荷の低減に努めること	□	
構造	ライフライン設備	公園内の配線は、原則として地下埋設方式とすること	□	
		配線及び水道等の地下埋設管の設置については、共創施設及びほかの公園施設の配置を考慮したうえで、公園内を大きく横断しない配置とすること ※公園管理者設置の電線等に接続することや分岐させることはできません。 ※共創施設の設置許可申請時に配線・配管等図面も合わせて提出が必要となります。	□	
規模	-	建築基準法上の建築面積の上限は、京都市都市公園条例第1条の3に規定する基準の範囲内とすること *当該公園内に倉庫等の既存の建築物が設置されている場合、既存の建築物も含めて建築面積を算出する	□	
外観・構造	外観	都市計画法、建築基準法、景観法等の関係法令を遵守するほか、京の景観ガイドラインの基準に従い、京都市眺望景観創生条例、京都市市街地景観整備条例等に適合させること	□	
		外壁や屋根などの建物の大きな面積を占める部分は、公園の景観と調和する色彩、素材とするなど配慮すること	□	
		共創施設の屋外設備は、共創施設の配置、構造と一体的に検討し、公園の景観との調和に配慮すること	□	
	外壁の開口部	公園と一体的な空間となるよう開口部を設置し、共創施設との連続性に配慮すること	□	
	軒下空間	開口部は室内外の活動が互いに視認できる配置となるよう配慮すること	□	
		軒下空間	共創施設には軒の出の機能を確保し、利用者の滞留・交流空間を創出するよう配慮すること	□
付帯設備	デッキ、縁側	デッキ部分の素材は、耐久性・防滑性を考慮した材料とし、継続的に使用できるように配慮すること	□	
		デッキ部分上部には建物壁面からの開閉式屋根(オーニング等)等による、夏季直射光の遮断・雨の降込を防ぐ配慮を行い、年間を通して利用しやすい環境づくりに努めること	□	
	植栽	共創施設の壁面等が露出する場合は、低木や花壇等の緩衝帯を設け、公園の景観とのつながりに配慮すること	□	
	フェンス	共創施設が広場に面しており、ボールの飛来等により窓ガラスの破損が予想される場合は、フェンス等による防護措置を講じること	□	
		透過性のあるフェンス等とし、死角を生じさせないよう配慮すること。また、共創施設とその他の公園施設の一体利用に支障が生じないよう配慮すること	□	
	車止め	車両の進入や人の飛出し等が懸念される箇所には、車止めの設置等により安全対策を講じること	□	
	掲示板	掲示板には案内だけでなく、共創施設の名称、管理者を明示すること	□	
		共創施設に設置する掲示板及び自家用屋外広告物について、京都市屋外広告物等に関する条例等に適合させること	□	
	外部水栓・手足洗い場	共創施設と公園の間には外部水栓・手足洗い場を設け、施設への泥等の持込軽減に配慮すること。手足洗い場は子どもの水遊びへの利用も視野に、排水口に溜まった砂等が清掃しやすいつくりとすること	□	
	外部電源	使用しないときは鍵をかけるなど、目的と異なった利用ができないよう対策を講じること	□	
	環境整備	「京都市緑の基本計画」「京都市公共建築物脱炭素仕様」の規定する事項に配慮し、緑化等に努めること	□	
		共創施設の設置と併せ、できる範囲でその他公園施設の整備について検討すること	□	
	防災設備	「京都市避難所運営マニュアル」を参考に、災害時のマニュアルや備品等の備え付けを検討すること	□	
倉庫	公園の管理運営に必要な物品等を保管する倉庫は、原則、共創施設と一体で整備するものとする 既存の倉庫は共創施設に統合すること。ただし、やむを得ない場合は、新設する共創施設に隣接する場所に移動すること	□		
ゴミ置場	屋外にゴミ集積所を設置しないこと	□		
駐輪場	共創施設の規模等に応じて必要な面積を設けること	□		

**【お問合せ先】**

京都市 建設局 みどり政策推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL (075) 222-4114 / FAX (075) 212-8704